

# 遊漁船登録について

## はじめに

遊漁船業（船釣り業、磯渡し業（瀬渡し業）など）を営むためには、営業所ごとにその営業所を管轄する県知事に登録しなければなりません。たとえ年に1回であっても、営利を目的として遊漁船業を営む場合は登録をお願いします。

※水産動植物の採捕を伴わない島めぐりなどの観光遊覧やダイビング案内業などは「遊漁船業」には該当しません。

## 1 登録を受ける場合の事前準備

遊漁船業者の登録を受けようとする場合は、事前に次の準備が必要です。

### （1）遊漁船業務主任者の選任

決められた資格を持つ遊漁船業務主任者を選定（申請者が遊漁船業務主任者になることもできます。）し、遊漁船業務主任者が、農林水産大臣の定める基準に適合すると農林水産大臣が認めた遊漁船業務主任者を養成するための講習（以下「遊漁船業務主任者講習会」という。）を受講する。

### （2）遊漁船利用者への損害賠償保険等の加入

・損害賠償保険等の補償額は、使用する遊漁船ごとに船舶検査証書に記載された旅客定員の人数分、1人当たり5,000万円以上の補償額が必要です。

・遊漁船業の営業期間が季節的であっても、周年営業の可能性があることから保険は周年加入しておく必要があります。

## 2 登録の拒否

遊漁船業の適正化に関する法律第6条に基づき、登録申請の内容が次の事項に該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、知事は登録を拒否しなければならないことになっております。

### （1）知事から遊漁船業者の登録を取り消されてから5年を経過しない場合

### （2）法人が遊漁船業の登録を取り消された場合に、取消処分の30日以内にその法人の役員であったもので、取消処分の日から5年を経過していない場合

### （3）その者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第21条第1項の規定により登録を取り消され、その処分から5年を経過しない場合

①その者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、又はその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの  
(②において「親会社等」という。)

②親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの

③その者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの

### （4）第21条第1項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第10条第1項第5号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から5年を経過しないもの

- (5) 第29条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第21条第1項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第10条第1項第5号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から5年を経過しないもの
- (6) 遊漁船業者で法人であるものが第4号に規定する期間内に第10条第1項第5号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第4号の通知の日前60日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から5年を経過しないもの
- (7) 知事から遊漁船業の停止を命じられ、その停止の期間を経過していない場合
- (8) 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない場合
- (9) この法律、船舶安全法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、漁業法、水産資源保護法若しくはこれらの法律に基づく命令又は船員法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない場合
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない場合
- (11) 成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が（1）から（10）（（3）を除く。）又は次号のいずれかに該当する者
- (12) 法人でその役員のうちに（1）、（2）又は（4）から（10）までのいずれかに該当する者があるもの
- (13) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (14) 遊漁船業務主任者を選任していない場合
- (15) 遊漁船の旅客定員1人あたり5,000万円以上の生命、身体の損害賠償をするための損害賠償保険等に加入していない場合
- (16) 業務規程が農林水産省令で定める基準に適合していない場合

### 3 遊漁船登録（更新）申請する際の提出書類

指定様式	書類名	注意事項
別記様式第一号	① 遊漁船業者登録申請書	
別記様式第二号	② 申請者 誓約書	
別記様式第三号	③ 実務経験（研修）証明書 ※業務主任者の人数分	【実務経験による証明】 ○経験期間が1年以上であること。 【実務研修による証明】 ○30日間以上の実務研修を終了していること（1日の研修時間が5時間以上） ○既登録済みの遊漁船業務主任者の下での研修であること。
別記様式第三号の二	④ 業務主任者 誓約書	
	⑤ 法人 登記事項証明書	※法人のみ必要
	⑥ 申請者及び業務主任者 住民票（住所氏名が記載された公証物で代替可）	
	⑦ 業務主任者 海技免許状 写し（※1） ※業務主任者の人数分	○海技士（航海）6級以上 または 小型船舶操縦士 2級以上 ※船の操縦を行う者は特定免許も必要
	⑧ 業務主任者 講習修了証 写し（※2） ※業務主任者の人数分	○有効期間内（交付を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年以内）
	⑨ 保険証券の写し (保険の申込書の写しと保険料支払領収書の写しでも可)	○1人あたり5,000万円以上の補償 ○旅客定員以上の補償定員
	⑩ 船舶検査証書の写し	○有効期間内
	⑪ 登録手数料	○新規登録：16,000円 ○更新登録：12,000円

（※1）2級以上の小型船舶免許講習および旅客安全講習を受講する必要があります。

（※2）遊漁船業務主任者講習会は5年ごとに受講する必要があります。

○申請書等の提出は以下へお願いします。

琴浦町以東に営業所を設置する場合	大山町以西に営業所を設置する場合
<p>【県庁漁業調整課】 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 農林水産部水産振興局漁業調整課 宛 電話：0857-26-7339 FAX：0857-26-8131</p>	<p>【境港水産事務所】 〒684-0034 鳥取県境港市昭和町9-20 境港水産事務所 宛 電話：0859-42-3167 FAX：0859-42-3169</p>